

2025 年外資安定化行動計画

商務部 国家発展改革委

外商投資は、高水準の対外開放を推進するための重要な要素であり、新たな生産力の開発と中国式近代化の実現に重要な役割を果たしている。2025 年の外資安定化に向け、外資誘致と安定化を強化するため、以下の行動計画を策定する。

一、自主開放の秩序ある拡大を図る

(一) 電気通信、医療、教育等の分野における開放試験地域の拡大。試験地域において、付加価値通信、バイオテクノロジー、外資系独資病院分野の開放政策の普及と実施を支援し、関連分野での外資プロジェクトに対する「専属チーム式」フォローアップサービスを提供し、問題を迅速に調整・解決し、プロジェクトの早期実現を促進する。電気通信、医療分野の開放試験を適時に拡大する。教育、文化分野の自主的開放拡大に向けた実施計画を研究・策定し、適時に公表し、着実に実施する。

(二) 製造業分野の外資参入制限の全面撤廃。外資参入ネガティブリスト以外の分野については、内外資同一の原則に基づき、外資参入を管理する。市場参入ネガティブリストを改正し、リスト項目をさらに圧縮し、各種経営主体

に対して開放を拡大する。

(三) 国家サービス業開放拡大総合試験事業モデルの最適化。北京モデル区がサービス業の開放拡大におけるけん引の役割を発揮することを支援し、試験作業を加速させる。試験範囲をさらに拡大し、新たな内容と任務を付与し、重点分野の開放措置を優先的に試験地域で実施する。サービス業開放政策の研究を深め、試験の進捗状況を注視し、試験経験を迅速に複製・普及させる。国家サービス業開放総合試験地域の標準化建設を支援する。

(四) バイオ医薬分野の秩序ある開放への推進。条件を満たす外資企業がバイオ製品の分割生産試験に参加することを支援し、省レベルの試験計画や品質測定計画の審査を加速し、バイオ医薬産業の資源配置を最適化し、試験過程で企業が直面する困難を迅速に調整・解決する。医薬分野の開放政策を研究・改善し、新薬の早期市場投入を促進し、薬品の集中購入を最適化し、医療機器製品の調達予測性をさらに高める。

(五) 外資による国内での株式投資への奨励。「外国投資家による上場企業への戦略的投資管理弁法」の実施を徹底し、戦略的投資の実施ガイドラインを策定・公表し、上場企業、海外基金、投資機関等への宣伝を強化し、より多くの質の高い外資が国内上場企業に長期投資するよう導

く。

二、投資促進レベルを向上させる

(六) 「投資中国」ブランドの持続的構築。外商投資促進体制・メカニズム改革の深化を徹底し、「投資中国」ブランドの年間実施計画を策定し、「投資中国」シリーズイベントを緻密に設計し実施する。中央と地方が連携し、海外投資促進活動を展開し、外資を活用して製造業のサプライチェーン強化を推進する。主要投資元地域の特徴に応じた差異ある誘致目標と戦略を研究・策定し、二国間経済貿易連絡委員会（混委会）メカニズムと緊密に連携し、二国間投資促進作業部会メカニズムを全面活性化し、プロジェクトのマッチングを強化する。

(七) 外資企業の国内再投資支援の強化。ビジネス環境の最適化を継続し、外資企業の内国民待遇を徹底する。外資企業による国内再投資を奨励する政策措置を研究・策定し、外資企業が中国で得た利益を再投資に活用するよう促進する。外資企業の国内投資情報報告試験を実施する。

(八) 外資奨励産業範囲の拡大。「外資奨励産業目録」を改正し、外商投資構造を最適化し、外資が中国の製造業の高品質開発に寄与するよう促進し、現代サービス業への外資誘導を強化し、中西部および北東地区への外資投入を支援する。

(九) 外商投資型会社の国内融資制限の撤廃。外商投資型会社が国内融資を活用し株式投資を行うことを許可し、政策の普及・解説を強化し、多国籍企業が中国での本社設立のための便宜を図る。

(十) 多国籍企業による投資型会社設立への奨励。外商による投資型会社設立に関する規定を最適化し、外為管理、人員の出入国、データの越境流動等において、多国籍企業が投資型会社を設立するための便宜を図る。当該投資型会社が、法規に基づき外資企業待遇を享受することを保障する。

(十一) 外国投資家による国内での M&A 投資の便宜化。「外商投資法」の枠組みのもと、「外国投資家による国内企業の M&A に関する規定」を改正し、外資 M&A ルールと取引手続きを最適化し、管理範囲を整備し、クロスボーダー株式交換のハードルを引き下げる。

(十二) 重点分野における外資誘致の強化。養殖、飼育設備生産、飼料・獣薬生産等の畜産関連分野への外商投資を奨励し、内国民待遇を享受させる。外資企業が中国の新型工業化プロセスに参加することを支援し、ハイテク分野の外商投資を重点的に誘致し、外資企業により多くの市場機会と協力の場を提供する。養老サービス、文化・観光、スポーツ、医療、職業教育、金融等のサービス業分野での

外資誘致を奨励し、多層的なサービス消費需要を満たす。

(十三) 経済政策とビジネス環境の対外宣伝の強化。記者会見、ブリーフィング、インタビュー、専門家による解説等を通じ、中国の高水準の対外開放の新政策・新措置・新たなハイライトを積極的に宣伝・解説する。

三、開放プラットフォームの効果を強化する

(十四) 開発区管理制度改革の深化。政策支援体系を整備し、国家級経済技術開発区の改革・イノベーションに関する政策文書を策定し、要素保障、重点分野の開放、改革試験任務の担当、経済管理権限の委譲等において新たな措置を打ち出し、国家級経済技術開発区の外向型経済発展レベルを向上させる。国家級ハイテク産業開発区、税関特別監視地域、各種省級開発区等が対外開放プラットフォームとして外資安定化に寄与するよう推進する。

(十五) 自由貿易試験区の戦略的实施。自由貿易試験区の質向上と効率化を推進し、改革任務の権限を拡大し、海南自由貿易港のコア政策の早期実施を促進し、外資誘致の高地を築く。自由貿易試験区が外資参入分野でのプレッシャーテストを強化し、ルール、規制、管理、基準等の制度的開放を継続的に拡大することを支援する。

四、サービス保障を強化する

(十六) 重大・重点的外資プロジェクトの実施推進。よ

り多くの外資プロジェクトを重大外資プロジェクト及び重点外資プロジェクトリストに組み入れ、政策支援とサービス保障を強化し、プロジェクトの早期実施を促進する。

(十七) 政府調達における国産品基準体系の確立。関連政策を早期に策定・公表し、政府調達における国産品基準を明確化し、異なる所有形態の企業が中国国内で生産した製品が平等に政府調達に参加できるよう保証する。政府調達分野の政策宣伝を強化し、外資企業のクレーム処理を適切に行う。

(十八) 外資企業の資金調達チャネルの拡大。金融機関が外資企業に融資サービスを提供することを奨励し、重点外資企業の融資需要および投資経営状況の調査を実施し、ターゲットを絞り、金融機関と企業のマッチングイベントを開催する。各種基金が外資企業と株式投資協力を展開するよう導き、中国国内の外資企業が投資経営規模を拡大し、中国市場に深く根ざすことを支援する。

(十九) 人的往来の利便性促進。相互ビザ免除協定の交渉を加速し、一方向のビザ免除国の範囲を引き続き着実に拡大する。アライバルビザ、トランジットビザ、地域性入国ビザ免除政策を最適化し、人員の越境移動を促進する。

「外国ビジネスパーソンの中国でのビジネスライフガイド」を更新する。

(二十) 外資企業の貿易利便性レベルの向上。優遇貿易協定に基づく原産地証明書の発給作業を適切に行い、外資企業の輸出貨物が協定相手国の関税減免を享受するよう支援する。重点外資プロジェクトの輸入プラントの検査・監督を最適化する。外資企業の AEO（認証事業者）育成を強化し、AEO のランダム検査率をさらに最適化・低減する。輸入商品の信頼性評価を積極的かつ着実に推進し、より多くの資格を満たす中外検査機関を信頼性評価機関リストに組み入れる。外資企業が知的財産権の登録を行うことを奨励し、輸出入段階での外資企業の知的財産権侵害行為を厳しく取り締まる。

各地区、各関係部門は、党中央の統括的な指導の下、改革開放を揺るぎなく深化させ、具体的な実施措置を細分化・実体化し、投資促進、権益保護、サービス保障等の作業方法を革新し、政策と要素支援を強化し、2025 年内に各措置が着実に実施され、外資企業の投資信頼を効果的に高めるよう努める。関係部門を重点地域、重点外資企業に派遣し、特別訪問活動を展開し、外資企業の要望を深く理解し、外資企業の関心事に効果的に対応する。商務部、国家発展改革委は、関係部門・機関と連携し、指導・調整を強化し、政策の普及・実施を推進する。重大事項については、適時に指示・報告を行う。